

研究不正から研究者を守る3つの方法

中野 弘一

東邦大学教育・研究支援センター

学校法人東邦大学産学連携本部

還暦を過ぎて暫く経つてくると、自分自身の大したことのない研究歴を棚にあげて、若い研究者達が行う研究を守ろうなどという身の程をわきまえないことを考えるようになった。そして細々ではあるが、わが東邦大学研究者の同胞を守るシステムが作動するように、実務的な準備を開始した。

恥ずかしながらわれわれの仲間の1人が Collaborative Institutional Training Initiative (CITI) Japan のeラーニングでの紹介事例として取り上げられるような研究の不正に相当する案件に関係していたことを身近に経験している。また学内において、何件かの学内研究に関する告発をこれまでに調査してきた。

このような経験を踏まえ、外部からの誤解から研究者を守る方法は3つあると考えている。

1つは研究計画を詳細に書くことである。「研究計画書」を詳細に記載すると研究計画にわずかでも不都合が生じた時にいちいち申請の内容と異なるところを修正しなければならないので、まだはっきり決まっていない実験手順、データ処理や統計手法などは“どうにでも解釈できるように記載しておこう”という気持ちになりがちである。

ここではわが同胞の尊敬すべき研究者の対応を紹介したい。彼らは医学部の中で最も潤沢に研究費を獲得し盛んに研究を遂行している方々である。1人は使う予定のキットの version 2 が発売されたことで計画書に記載していたキットが購入できなくなったため、「計画変更届」を筆者の所属する部署に提出してくれた。もう1人の代表的研究者は、予定していた測定用の試料が販売中止で入手できなくなってしまったので類似の別の試料を使って測定を行うという「計画変更届」を提出された。学ぶべき対応であると思った。

2つ目は「利益相反の自己申告書」を大学に提出し、審査を受けることである。潤沢な研究費がいつも研究を行う研究者の手元にあるということはまずない。例えば、研究の精度を上げるために医師主導の治験を後ろ向き研究から前向き研究に変えるように考えたとする。研究の精度は上

がり望ましいヴァージョンアップであるが、研究で行う検査等は研究者負担となりさらに研究費が必要となる。研究は公的研究費により遂行する場合と企業との共同研究による研究費によって行う場合があり、公的研究費による研究では利益相反は起こりにくい。企業との共同研究は必ずと言ってもよいと思うが利益相反を生ずる。このなかでも“利益相反かどうかははっきりしない研究資金”を開示し、第三者からは見えにくい“密約のようなもの”はこの研究では生じてはいない、と示すことによって、研究者自らと自らが行った研究を誤解から守ることができると思う。

そして3つ目は、研究経過の記録をすることである。通称「ラボノート」を作成し、保存することである。「ラボノート」の存在によって、調査の段階で身の潔白が示された研究を複数経験している。

研究は研究者の自己管理の中で崇高に行われると皆が認め、考えてくれていた時代は随分前に過ぎ去った。全ての研究がねつ造・改ざん・盗用そしてオーサーシップについて“世間様”や“告発”によって問われても、5年間は説明できるようにしておかなければならない。

このようなことは以前から、研究者にはある程度常識化した約束事であったと思うし、今では「研究を監督する官庁」が提案したルールでもある。また、全ての研究プロセスが信用され、全てが研究者に任されていた時代もあったと思うが、「STAP」と「ディオパン」の2つのスキャンダル以降、残念なことではあるが、研究過程や研究内容が世間から信用されなくなったと考えるべきなのかもしれない。

これから以降、現在および近未来に研究を行うにあたって、自らを守る“鎧”を身に付け、研究レポートを作成していく必要があると考える。身に付けるべき“鎧”は、詳細な「研究計画」、「利益相反自己申告書」の大学への提出、そして、「ラボノート」の作成保存の3つである。現在、東邦大学の教育研究支援センターそして産学連携本部は研究不正の疑いから研究者を守ることを支援する取り組みをそれぞれ始めているのでいつでも相談して欲しい。

DOI: 10.14994/tohoigaku.2016.r045